

会議結果報告書

平成27年10月20日

会議の名称	第6回滞納ZEROプロジェクト会議	
日時	平成27年10月20日(火) 午後1時30分～午後2時30分	
場所	市役所 4階 第3委員会室	
出席者職氏名	<p>【チームリーダー等】(※進行者)</p> <p>収税課長: 芦野課長 ※リーダー: 市ノ瀬主幹 サブリーダー: 佐々木主幹</p> <p>【収税課】 間船主事</p> <p>【高齢者ふれあい課】 増田主査、平床主任</p> <p>【福祉課】 塩盛主幹</p> <p>【子育て支援課】 一杉主査</p> <p>【建築課】 成田主幹</p> <p>【教育総務課】 富澤主幹</p> <p>【上下水道総務課】 谷岡主査</p> <p style="text-align: right;">(計 11人)</p>	
議題	1. 第5回の課題について 2. 収税課への移管基準について 3. 今後の方針について 4. 次回までの課題について	
結果等	1. 第5回の課題について <p>【子育て支援課】 ※学童保育保護者負担金 課題 : 督促状に教示がない理由の解明 回答 : システム移行の際、教示(1. 異議申立てについて、2. 取り消し訴訟について)を掲載する旨の要望を出していなかったため不掲載となっていた。要望を出せば掲載可能なので、表記することとする。</p> <p>【高齢者ふれあい課】 ※介護保険料 課題 : 吏員証発行の有無について他市に確認 回答 : 朝霞市、新座市においては現金取扱証を発行している。吏員証について再度確認することとなった。また、交付人数についても確認。</p>	

2. 収税課への移管基準について

【高齢者ふれあい課】 ※後期高齢者医療保険料

10万円以上の滞納者が6名いるので(平成27年9月末時点)、まずはこれを移管する方針。朝霞市及び新座市の移管基準についてあわせて報告があった。

【高齢者ふれあい課】 ※介護保険料

予定では、1年以上滞納がある者を移管することとしている。次回、滞納額ごとの人数等を把握したうえで、具体的な基準を提示することとなった。朝霞市及び新座市の移管基準について、あわせて報告があった。

【子育て支援課】 ※保育園入園児童保護者負担金

過年分のうち、10万円以上の滞納がある者を移管予定。人数としては20～30人くらいで卒園済みの者もあり、現在接触出来ていない人も含まれている。毎年、未納の通知は送付している。

【福祉課】 ※生活保護法第78条返還金

法改正以降、対象となっている返還金は2件。これを移管対象とする。

3. 今後の方針について

・ 来年度以降、移管依頼→移管→所管課へ返還、の事務が発生するものと思われるので、効率的に引継ぐ方法を検討していく。また、所管課においても徴収のノウハウが必要になるので、年に5回を目安に研修を実施する予定。このため、各所管課にて研修費の平成28年度予算計上を依頼。

・ 11月20日(金)に千葉市へ視察に行くことが決定。内容は私債権の管理等であるため、メンバーは芦野課長、市ノ瀬主幹、成田主幹、冨澤主幹、間船主事の5人。

・ 次回以降は、マニュアル作成の具体的な話し合いを行う。フローチャートは税徴収のものを基にする。

4. 次回までの課題について

①介護保険料について、吏員証の有無や発行人数について他市へ確認。また、移管基準における具体案の提示。

②研修費の確保

次 回

日 時

平成27年 12月 16日(水) 10時00分～

場 所

市役所 5階 入札室